

R8.4月改定版

# 認可地縁団体ハンドブック

長浜市

## 【目次】

第1章：自治会の法人化について	1
第2章：認可申請の手続き	4
第3章：認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	16
第4章：認可地縁団体に関するQ & A	20
第5章：認可地縁団体に関する様式・資料	24

## ～ 第1章：自治会の法人化について ～

### 1. 自治会の法人化の趣旨

従前の自治会は法人格を持つことが認められていない、いわゆる「権利能力なき社団」として位置づけられていました。

このため、土地や建物などの不動産を所有していても自治会名での登記ができませんでした。自治会の中には、やむを得ず当時の自治会長の個人名義や複数の役員名義で登記されている場合が往々にしてあり、名義の変更や相続などの手続きが生じたときなどに様々な問題が生じています。

このような問題に対処するために、平成3年4月に地方自治法が改正され、「一定の要件を満たすことにより、市長の認可を受けて自治会が法人格を取得し、団体名で不動産の登記ができる」ようになりました。（令和3年度の地方自治法の改正により不動産等の保有の有無にかかわらず認可を受けられることになりました。）

この認可を受けた自治会を「認可地縁団体」と呼び、制度の導入後、法人格を取得した「認可地縁団体」は年々増加し、現在では長浜市内の自治会の過半数以上が認可を受けています。

### 2. 地縁による団体（地縁団体）とは？

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されています。

これは「区域に住所を有すること」のみを構成員の資格とした団体であることを指し、自治会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となることができる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

また、「老人会、青年団、女性会」（構成員に年齢・性別等特定の属性を必要とする団体）や「スポーツ同好会、伝統芸能保存会」（活動の目的が限定的に特定されている団体）等の団体は「地縁による団体」には該当しません。



### 3. 「認可地縁団体」 となるためには？

「地縁による団体」が法人格を得る（認可地縁団体となる）には市長の認可が必要となります。

認可の目的は、「地縁による団体が、法人格を得ることにより、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすること」にあり、認可にあたっては、地方自治法の規定に基づく認可要件を満たす必要があります。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）」による地方自治法の改正

#### ○改正の概要

認可地縁団体の認可の目的については、不動産等の保有を前提としていましたが、この法改正により見直しがされ、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために市町村長の認可を受けることができるものとされています。

なお、この法改正については、令和3年11月26日から施行されています。

### 4. 認可の要件

地縁による団体の認可を受けるためには、次の要件を満たしていることが必要です。（地方自治法第260条の2）

- (1) 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

「地域的な共同活動」とは、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する清掃・美化・防災・防犯、親睦行事など一般的な住民自治活動を意味します。

また、目的の中身として、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理といった具体的な活動内容も規約上で明らかにする必要があります。

なお、「現にその活動を行っていることと認められる」ためには、すでに一定の活動が行われている必要があり、前年度又は当該年度の活動報告といったものがそれを証する書類としてみなされます。

- (2) 「地縁による団体」の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、この区域において「地縁による団体」が相当の期間にわたって存続していること。

当該地縁による団体の区域が規約において明示されており、河川・道路等により区域が画されている又は地番により表示されているなど、団体の構成員のみならず、その他の住民にとっても容易にその区域が認識できる必要があります。

また、当該地縁による団体が、相当の期間にわたって現に安定して存続していることも必要とされています。

- (3) 「地縁による団体」の区域に住所を有する全ての個人が構成員になることができるものとし、その相当数が現に構成員となっていること。

「構成員」になり得るのは「区域に住所を有する個人」で、「世帯」を単位とすることは認められません。

また、区域に住所を有すること以外に、年齢、性別、国籍等の条件を付けることはできません。

なお、「相当数」の判断については、地方自治法上に具体的な定めはありませんが、おおむね区域の住民の過半数が構成員となっていれば、相当数とみなされると判断されます。

- (4) 規約を定めていること。

規約には、①目的、②名称、③区域、④事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていなければなりません。

この上述の8つの事項以外は、団体が任意に定めても差支えないとされています。(規約の名称についても「●●会則」、「××規定」と任意の名称で問題ありません。)



## ～ 第2章：認可申請の手続き ～

### 1. 認可申請の流れ

- ①自治会内で法人化を進めることについてまず話し合いを行います。  
↓
- ②自治会員を対象に、説明会等を開催し、法人化に対する理解を深めます。  
※市では、出前講座も行っていますので、ご活用ください。  
↓
- ③規約などの新規作成・改正の検討を行います。  
※市担当者と、規約の作成・変更等について事前相談、協議しながら作成を進めてください。  
↓
- ④自治会の規約に従った総会を開催し、次の点について議決をします。（役員会等での議決では要件として認められませんので、必ず総会での議決を行ってください。）

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| A. 規約の改正（又は新規作成） | B. 認可申請することの議決 |
| C. 代表者の決定        | D. 構成員の確定      |
| E. 区域の確定         |                |

- ↓
- ⑤申請書類の作成  
↓
- ⑥市へ申請書類を提出します。  
↓
- ⑦市で提出書類の確認及び認可要件の審査を行います。  
↓
- ⑧市長により、地縁団体としての認可の告示を行います。  
※認可の告示は法人登記に代わるものです。  
↓
- ⑨市長から、認可書の交付を行います。





## 4. 認可後の地縁団体について

第1章の「自治会の法人化の趣旨」に述べたとおり、認可後の地縁団体は「権利能力なき社団」から権利能力を持った法人として認可前とは異なった法的な位置づけがされ、次のような取り扱いがなされるようになります。（住民の自発的な意思に基づく任意団体としての性格等は変わりません。）

### （1）認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に立証するものです。不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合には、「印鑑登録証明書」が必要となります。なお、登録できる印鑑は、1団体につき1個に限られます。（長浜市認可地縁団体印鑑条例）  
なお、登録した印鑑を亡失した場合や登録を廃止しようとする場合には、登録の廃止の申請（39ページ参照）が必要となります。

○登録申請を行うときは、次の書類等が必要です。（代理人が告示されていて、その方が申請を行う場合は、委任状が別途必要となります。）

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書（38ページ参照）
- ② 代表者の印鑑（印鑑登録をしてあるもの）
- ③ 代表者個人の印鑑登録証明書 1通
- ④ 登録をする団体の印鑑

○登録をする印鑑は、次のようなものは受け付けられません。

- ① ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ② 印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ③ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ④ その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

### （2）各種証明書の発行

#### 1) 認可地縁団体の証明書

認可地縁団体の証明書はどなたでも請求することができます。証明書交付請求書（41ページ参照）により市民活躍課に請求ください。証明書の交付には、認印と手数料（300円）が必要です。

- 認可地縁団体証明書発行に必要なもの
  - ① 証明書交付請求書（41 ページ参照）
  - ② 手数料（300 円）

## 2) 印鑑登録証明書

印鑑登録証明書は原則として代表者のみが申請することができます。  
 （代理人が告示されていて、その方が申請する場合は、別途委任状が必要となります。）認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（40 ページ参照）により市民活躍課に申請ください。証明書の交付には、「認可地縁団体の登録印」と「代表者の実印（本市に登録されている個人の印鑑）」と手数料（300 円）が必要です。

- 印鑑登録証明書発行に必要なもの
  - ① 印鑑登録証明書交付申請書（40 ページ参照）
  - ② 認可地縁団体の登録印
  - ③ 代表者の実印（本市に登録されている個人の印鑑）
  - ④ 手数料（300 円）

### 代表者の変更による団体印鑑の再登録

認可地縁団体の代表者に変更された場合、登録している印鑑自体に変更がなかったとしても、新しい代表者が改めて登録を行うことが義務付けられています。これは商業登記の場合と同様に代表者の変更があった場合には、新旧の代表者間で団体の印鑑が正確に引き継がれる必要があり、この印鑑の適切な管理を担保するために義務付けられているものです。

## (3) 不動産登記

認可地縁団体の名義で不動産登記ができるようになります。登記の際の必要書類等、詳細については、法務局にお問い合わせください。

○大津地方法務局 長浜支局 （0749）62-0503

## (4) 課税関係

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合
市 税	法人市民税	法人設立届の提出時に「収益事業なし」と申告→課税免除	法人税割額、均等割額ともに課税
	固定資産税	固定資産税評価額で課税 (用途により減免措置あり)	固定資産税評価額で課税
	軽自動車税	申請により減免措置	課税

県 税	法人県民税	申請により減免措置	法人税割額、均等割額ともに課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	申請により減免措置	課税
国 税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

※市税に関する手続きについては 49 ページを参照ください。

#### (5) 告示された事項の変更

認可地縁団体の告示事項は次のとおりとなり、この事項に変更があった場合には、市に届出が必要となります。(届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われたい限り、その変更について第三者に対抗できません。)

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦ 代理人の有無(代理人がある場合には、その氏名及び住所)
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

自治会長の交代など代表者変更時に届出が必要となるのでご注意ください

#### ○届出に必要な書類

- ・告示事項変更届出書(様式3:43ページ参照)
- ・総会議事録の写し
- ・代表者承諾書(代表者の変更があった場合のみ:36ページ参照)

#### (6) 規約の変更

認可地縁団体は、規約を変更した場合にも、市に申請が必要となります。規約変更をされる場合には、その変更箇所が地方自治法の規定に沿った内容となっている必要がありますので、事前に市にご相談ください。

○申請に必要な書類

- ・規約変更認可申請書〈様式2：42ページ参照〉
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類（任意様式）
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）
- ・改正後の規約

(7) 団体運営にかかる制限事項

認可地縁団体はその運営方法についても、地方自治法（第260条の2）で一定の制限が課せられていますので、次の点にはご注意ください。

○団体運営における制限

- ①認可地縁団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。【第7項】
- ②認可地縁団体は、民主的な運営のもとに、自主的に活動するものとし、構成員に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。【第8項】
- ③認可地縁団体を特定の政党のために利用してはならない。（構成員の個人としての活動を制限するものではありません。）【第9項】

## 5. 認可の取り消しと解散

(1) 認可の取り消し

認可地縁団体が次のいずれかの場合又は不正な手段によって認可を受けた場合は、その認可を取り消すことがあります。

- ①認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ②認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないとき
- ④構成員が多数脱退し、「相当数」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤認可地縁団体が、適正な規約を持たなくなったとき

(2) 解散

認可地縁団体が次のいずれかに該当する場合、解散となります。認可地縁団体が解散した際には、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）などの手続きが必要です。

- ①破産したとき
- ②認可を取り消されたとき
- ③構成員の4分の3以上の同意による総会の決議があったとき  
(規約に別段の定めがある場合を除く)
- ④構成員が欠亡したとき
- ⑤規約で定めた解散事由が発生したとき

#### ○認可地縁団体が破産した場合

認可地縁団体が債務を完済することができなくなった(破産した)場合には、裁判所に代表者又は債権者が申し立てを行うことにより、破産手続が開始されます。(裁判所の職権によっても行うことができます。)

この場合、認可地縁団体の解散及び清算については、裁判所の監督下において所要の手続を進めることとなり、破産宣告の請求を怠った時などに非訟事件手続法に基づいて裁判所により過料に処せられることとなります。



## 6. 認可地縁団体の合併

地方自治法の改正により、令和5年4月1日から認可地縁団体同士の合併に関する規定が新設され、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

この改正により、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を合併後の認可地縁団体が承継することが可能となり、清算手続等の事務負担が軽減されるようになります。

合併方法としては、いわゆる「吸収合併」と呼ばれる方式と、いわゆる「新設合併」と呼ばれる方式の二つがあり、「吸収合併」は、合併を行う法人のうち一つの法人(承継する法人)を除く全ての法人が消滅します。「新設合併」は、合併を行う法人全てが消滅し、新しい法人が成立します。(「吸収合併」と「新設合併」の手続きの流れについては、13, 14ページの「【参考】フロー図」をご参照ください。)

なお、認可地縁団体が合併の認可を受けるためには、法で定められた一定の要件を満たす必要があります。

## 【合併の認可の要件】

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていると認められること。

目的については、通常の認可時と同様に規約の目的から判断します。

当該目的に資する活動については、合併の認可申請の時点において、合併しようとする各認可地縁団体が、『合併後の認可地縁団体において地域的な共同活動を行うための準備行為等』を共同して行っていることが客観的に明らかであれば要件を満たしているとされています。

具体的には、例えば、「合併しようとする認可地縁団体同士が、合併に向けて合同で打合せを行っていること」や「合併しようとする認可地縁団体が、合併を見据えて、実際に将来的に共に行う地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）を合同で実施していること」などが考えられます。

また、これらの活動を記載した書類としては、打合せの議事録や共同活動の活動記録（報告書）などが想定されます。

- (2) 合併後の認可地縁団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

合併後の認可地縁団体の区域が規約において明示されており、河川・道路等により区域が画されている又は地番により表示されているなど、当該団体の構成員のみならず、その他の住民にとっても容易にその区域が認識できるように定められている必要があります。

- (3) 合併後の認可地縁団体の区域に住所を有する全ての個人が構成員になることができるものとし、その相当数が現に構成員となっていること。

通常の認可時と同様に「構成員」になり得るのは「区域に住所を有する個人」で、「世帯」を単位とすることは認められません。

また、区域に住所を有すること以外に、年齢、性別、国籍等の条件を付けることはできません。

なお、「相当数」の判断についても、通常の認可時と同様に、おおむね区域の住民の過半数が構成員となっていれば、相当数とみなされると判断されます。

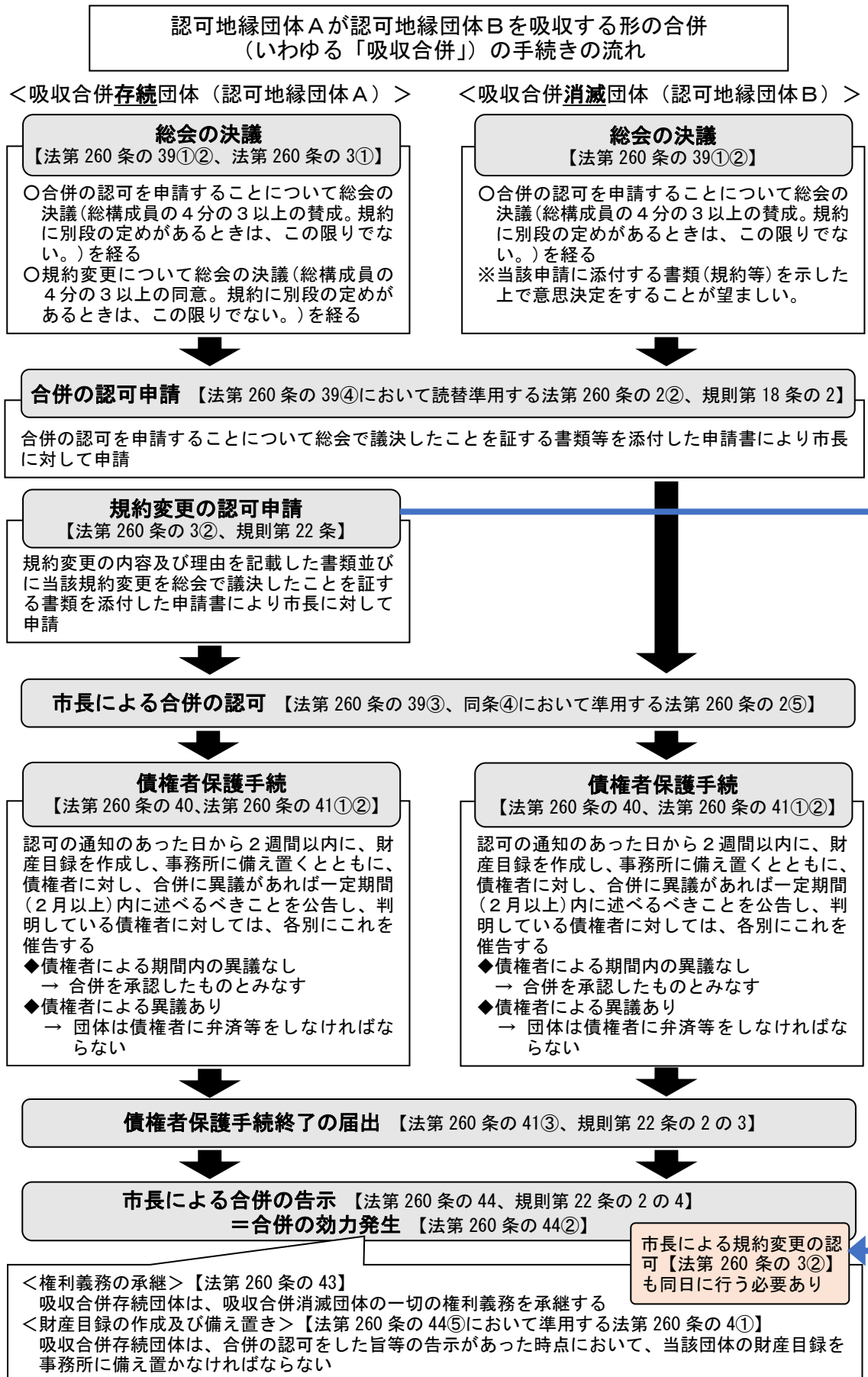
#### (4) 合併後の認可地縁団体の規約を定めていること。

通常の認可時と同様に規約には、①目的、②名称、③区域、④事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていなければなりません。

#### 【合併の認可申請に必要な書類】

- (1) 認可申請書（合併）〈様式4：44 ページ参照〉
- (2) 合併後の認可地縁団体の規約
  - ※新設合併の場合は、新たに設立する認可地縁団体の規約
  - ※吸収合併の場合は、合併後存続する認可地縁団体が総会の承認を得て変更する規約
- (3) 合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類〈33, 34 ページ参照〉
  - ※合併の認可申請について議決した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印（以下「署名等」という。）があるもの。
- (4) 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿〈35, 36 ページ参照〉
  - ※合併後の認可地縁団体の構成員全員の氏名、住所を記載した名簿
- (5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
  - ※前ページの合併の認可の要件（1）を参照ください
- (6) 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- (7) 申請者（甲・乙）が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
  - ※申請者が自治会長等として選出された総会の議事録の写し（議長や議事録署名人の署名等があるもの）と承諾書（本人の署名等があるもの〈37 ページ参照〉）
- (8) その他（規約に定める区域を示した図面等）
  - ※必須ではありませんが、あれば参考資料として添付してください。

【参考】フロー図（（注）図中の丸数字は項番号）



認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを  
設立する形の合併（いわゆる「新設合併」）の手続きの流れ

<新設合併消滅団体（認可地縁団体A）>

**総会の決議【法第260条の39①②】**

○合併の認可を申請することについて総会の決議（総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る

※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定をすることが望ましい。

<新設合併消滅団体（認可地縁団体B）>

**総会の決議【法第260条の39①②】**

○合併の認可を申請することについて総会の決議（総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る

※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定をすることが望ましい。

**合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】**

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市長に対して申請

**市長による合併の認可【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】**

**債権者保護手続**

【法第260条の40、法第260条の41①②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- ◆債権者による期間内の異議なし  
→ 合併を承認したものとみなす
- ◆債権者による異議あり  
→ 団体は債権者に弁済等をしなければならない

**債権者保護手続**

【法第260条の40、法第260条の41①②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- ◆債権者による期間内の異議なし  
→ 合併を承認したものとみなす
- ◆債権者による異議あり  
→ 団体は債権者に弁済等をしなければならない

**債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】**

**市長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】**  
＝合併の効力発生【法第260条の44②】

<権利義務の承継>【法第260条の43】

吸収合併存続団体は、吸収合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

吸収合併存続団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

### 【債権者保護手続】

合併の認可申請が要件を満たしていた場合、市から合併の認可を通知しますが、これをもって合併の効力が発生するわけではなく、続けて債権者保護手続を行う必要があります。

まず、市から認可の通知があった日から2週間以内に財産目録を作成し事務所に備え置きます。さらに、債権者に対して合併に異議があれば一定の期間内（2か月以上の設定が必要）に述べることを公告するとともに、既に判明している債権者それぞれに対しても個別に催告しなければなりません。

期間内に異議のない場合は、合併が承認されたものとみなされます。期間内に異議があった場合は、債権者に弁済、担保の供与、弁済を目的とした財産の信託などの処置をしなければなりません。（合併をしてもその債権者を害するおそれがない場合は除く）

### 【債権者保護手続終了の届出】

前述の債権者保護手続が終了した後、合併する各認可地縁団体が共同して「合併に係る債権者保護手続終了届出書〈様式5：45 ページ参照〉」を市に届け出てください。

この届出の受理後、市が認可地縁団体の合併を認可した旨告示を行います。この告示をもって合併の効力が発生し、第三者に対抗することができます。（吸収合併の場合、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可もこの告示と同日に行います。）



## ～ 第3章：認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例 ～

### 1. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産の登記名義人が、多数で相続登記がされていない場合などには、所有権の移転登記の確定に多大な労力を要することになります。

このため、地方自治法の改正（平成27年4月1日施行）により「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」が創設され、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることを可能とする特例が設けられました。

この特例制度は、市の認可を受けていない地縁団体は対象外となり、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

### 2. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例手続き

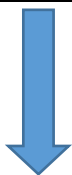
#### (1) 申請の要件

次のすべての要件を満たしていることが申請要件となります。

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

#### (2) 申請の流れ

##### 1 事前準備



- ・書類の作成等について担当課（市民活躍課）と相談
- ・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等

## 2 総会の開催

・規約に従い、総会を開催

### 【協議事項】

- ①申請不動産の所有に至った経緯について議決（保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載がない場合）
- ②特例適用を申請する議決

## 3 申請

・申請書に添付書類を添えて、市長に提出

### 【提出書類（申請書及び添付書類）】

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（46 ページ参照）
- ②所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③認可申請時に提出した保有資産目録  
ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類
- ④申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料（詳細は18ページ（3）を参照ください）

## 4 審査

・申請の要件、提出書類の内容等を市で審査

## 5 公告

・要件を満たしている場合、下記の事項について市が3カ月以上の公告を実施

### 【告示事項】

- ①地方自治法第260条の46第1項の申請を行った地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ②申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨
- ④異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

## 6 公告結果を証する書類の交付

- ・異論がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、その旨を証する書類を申請のあった認可地縁団体に交付します。
- ・異議の申出があった場合は、公告結果（異議申出あり）通知書を申請団体へ交付します。（特例手続きの中止）

## 登記

- ・申請認可地縁団体は、市から情報提供を受けた公告結果の書面を含めた必要書類を持参して法務局に登記手続を行なってください。

(3) 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

要件ごとに疎明資料が必要になります。

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

- 1 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等 (必須)
- 2 1 のほか、次の付加証明書類 (用意できるものすべて)
  - ・ 公共料金の支払領収証
  - ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
  - ・ 旧土地台帳の写し
  - ・ 固定資産税の納税証明書
  - ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等
- 3 2 の付加証明書類が入手困難な場合に、資料の入手が困難であった理由を記した書面に次の書類を添付
  - ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
  - ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

※ 上記資料をもっても要件①②の疎明に足りない場合は資料を追加すること

- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

- 1 次の疎明書類 (いずれか)
  - ・ 認可地縁団体の構成員名簿
  - ・ 市区町村が保有する地縁団体台帳
  - ・ 墓地の使用者名簿 (申請不動産が墓地である場合) 等
- 2 1 の疎明資料が入手困難な場合には、資料の入手が困難であった理由を記した書面に次の書類を添付
  - ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

#### ④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

##### 1 次の疎明書類（いずれか）

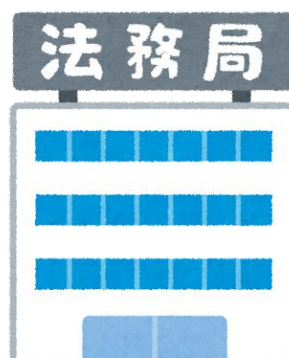
- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※「全部又は一部の所在が知れないこと」とは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいとされています。

### 3. その他

この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請によって可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありませんので、ご注意ください。



## ～ 第4章 認可地縁団体に関するQ & A ～

Q 1 自治会等が地縁団体として認可されると、市の指揮監督下に置かれることになりますか？

A. 地縁団体の認可は、「自治会が権利義務の主体」となることであり、そのために必要な要件を充足しているかどうかの確認を行っているものです。このため、認可の有無にかかわらず、自治会は「住民により任意的に組織された団体」であることに変わりはなく、法律上でも公法人ではありません。また、自治会が行う活動についても、市は一般的監督権限を持ちません。

Q 2 不動産を所有していなくても、地縁団体として認可の対象となりますか？

A. 制度設立当初の認可の目的は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」となっていましたが、地方自治法の改正（令和3年11月26日施行）により、不動産等の保有の有無にかかわらず「地域的な共同活動を円滑に行うため」であれば認可の対象となります。これにより、集会所のような不動産を保有していない地縁団体であっても、認可されれば、業務契約を団体名で締結することや、団体名義の口座を保有することなどが可能となります。

Q 3 自治会名義で登記できる資産はどのようなものがありますか？

A. 「不動産又は不動産に関する資産等」の範囲は、自治会等の地域的共同活動に資すると見込まれるものに限られており、具体的に次のものが該当するとされています。

- ①土地・建物に関する権利（所有権、地上権、抵当権、賃借権等）
- ②立木の所有権、抵当権
- ③登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
- ④その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を有する資産

Q 4 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁団体は認可の対象とな

りませんか？ また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか？

A. 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々一箇の表決権を有することとなります。ただし、世帯単位で活動し意思活動を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

Q 5 個人を構成員としていても、会費の支払いについては世帯単位とすることはできますか？

A. できます。現に会費は世帯単位で徴収とされているのが一般的です。

Q 6 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか？

A. 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域に住所を有すること以外に年齢、性別、国籍等の条件をつけることができないとされています。したがって、未成年者を構成員から除外することはできません。ただし、その地域に住所を有するすべての人のうち、相当数が構成員となっていれば、必ずしもすべての未成年者を構成員とする必要はありません。

Q 7 事業報告書や収支決算書などの総会の資料や構成員名簿は、毎年市に提出する必要がありますか？

A. 必要ありません。ただし、認可申請時にのみ、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類」としての資料と構成員名簿の提出が必要となります。

Q 8 構成員には個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか？

A. 法人が団体の構成員となり得ないとされているのは、①事業所等が本来意思表示できないこと、②法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないことからとされています。ただし、意思決定への参加や直接的な活動は行わない「賛助会員」として位置づけ、会費の納入や様々な支援によって活動に参加することは差し支えありません。(現に「賛助会員」として構成されている自治会もあります。)

#### Q 9 認可地縁団体となることで法的な義務は発生しますか？

A. 認可地縁団体は、地方自治法の規定により、主に次のことが義務付けられています。

- ①毎年1回の総会の開催
- ②財産目録、構成員名簿の更新
- ③代表者の変更や主たる事務所の変更などの告示事項の変更届出
- ④規約変更の認可申請
- ⑤納税(減免規定等あり)

#### Q 10 地区内に2つの地縁団体がある場合、それぞれの団体が認可を受けることができますか？また、既に認可地縁団体が存在する地区内の生産森林組合が組織変更して認可地縁団体となることは可能でしょうか？

A. 認可地縁団体は、区域内に住所を有する者により構成され、地域のための活動を行っていることから、各地区に1つ存在することが通常であると考えられています。しかしながら、地方自治法上は1地域1団体とすることは規定されていないため、地域の実情をみながら認可要件を満たしているかどうかを判断することとなります。また、生産森林組合についても同様に考えられ、組織変更の要件を満たすのであれば、同一地区内で2つの認可地縁団体が存することも可能とされています。

#### Q 11 規約にないまま認可地縁団体の総会に書面表決や委任による代理表決を行うことは可能ですか？

A. 認可地縁団体の総会については、地方自治法（第 260 条の 18 第 2 項）の規定により、「総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。」とされているため、規約等に別段の定めがない場合でも、会員の意思により総会の出席に代えて、書面表決や委任状の活用が可能となります。しかしながら、総会を開催せずに書面又は電磁的方法により決議する場合は構成員全員の合意が必要であり、総会に出席した上で意見を述べたい会員が一人でもいる場合、総会の場所を確保し、その機会を設けることが必要となります。また、規約や総会の決議によって定めがあれば、書面表決に変えてメールやウェブサイト、アプリ等の電磁的方法による表決も可能となっています。（規約に定める場合は、規約(参考例)の第 22 条<28 ページ>を参照ください。）

#### Q 1 2 認可地縁団体同士で合併ができるようになったとのことだが？

A. 市内の認可地縁団体同士であれば総会の決議を経て、合併することができますようになりました（令和 5 年 4 月 1 日施行）。この場合においても、市長の認可を受ける必要があります。（詳しくは 10 ページを参照ください。）



～ 第5章 認可地縁団体に関する様式・資料 ～

- ①認可申請書（地様式1）
- ②規約（参考例）
- ③財産目録（参考例）
- ④総会議事録（参考例）
- ⑤会員名簿（参考例）
- ⑥承諾書（参考例）
- ⑦認可地縁団体印鑑登録申請書（市様式第1号）
- ⑧認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（市様式第3号）
- ⑨認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（市様式第4号）
- ⑩認可地縁団体証明書交付請求書
- ⑪規約変更認可申請書（地様式2）
- ⑫告示事項変更届出書（地様式3）
- ⑬認可申請書＜合併＞（地様式4）
- ⑭合併に係る債権者保護手続終了届出書（地様式5）
- ⑮所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（地様式6）
- ⑯申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（地様式7）
- ⑰認可地縁団体解散届出書
- ⑱認可地縁団体設立後の市税に関する手続きについて
- ⑲認可地縁団体一覧

※ 地・・・地方自治法施行規則に基づく様式

市・・・長浜市認可地縁団体印鑑条例施行規則に基づく様式

①認可申請書(地様式1)

令和 年 月 日

長 浜 市 長 様

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称    〇〇自治会  
所在地    長浜市〇〇町〇〇番地〇  
代表者の氏名及び住所  
氏 名    〇〇 〇〇  
住 所    長浜市〇〇町〇〇番地

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

## ②規約（参考例）

### 〇〇自治会規約（会則）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 本会は次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3）集会施設の維持管理
- （4）〇〇〇〇〇
- （5）〇〇〇〇〇

##### （名称）

第2条 本会は、「〇〇〇自治会」と称する。

##### （区域）

第3条 本会の区域は、長浜市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

##### （主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、滋賀県長浜市△△町×番□号に置く。

#### 第2章 会員

##### （会員等）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

##### （会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

##### （入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

##### （退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- （1）第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - （2）本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

#### 第3章 役員

##### （役員の種類別）

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 〇人
  - (3) その他の役員 〇人
  - (4) 監事 〇人
- (役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに連絡しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告書及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、長浜市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 本会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の〇分の△以上の議決を得て、本会の類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

## 附 則

1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

### ③財産目録（参考例）

[ 財 産 目 録 ]

令和 年 月 日

区 分	所在数量等	金額（評価額）	備 考
(資産の部) I 流動資産 1 現金預金 (1)現 金 現金手許有高 (2)当座預金 ○○銀行△△支店 (3)普通預金 ○○銀行××支店 2 未収会費 ○○年度会費 ×名 II 固定資産 1 土 地 2 建 物 3 構築物 4 車両運搬具 5 計器備品、応接セット 6 電話加入権 7 有価証券 ○分利国債			
資 産 合 計		A	
(負債の部) I 流動負債 預り金 II 固定負債 長期借入金 ○○銀行○○支店			
負 債 合 計		B	
差 引 正 味 財 産 ( A - B )			

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。  
2 備考の欄には、寄附者その他を記入すること。

## ④総会議事録（参考例）

### 地縁による団体認可申請総会議事録

令和〇〇年〇〇月〇〇日、午前（午後）〇〇時〇〇分から、長浜市〇〇町〇〇番〇〇号（〇〇番地）の〇〇〇〇会館において、地方自治法第260条の2第1項（地縁による団体）に基づく認可申請総会を開催した。

会員総数 〇〇〇名

出席会員数 〇〇〇名（委任状 〇〇〇名）

上記のとおり出席があったので、〇〇〇町自治会長 〇〇〇〇は、総会が、適法に成立したので開催する旨を宣し、議事進行上議長の選任を諮ったところ、（満場一致で）〇〇〇〇を議長に選任した。

〇〇〇〇は、議長就任の挨拶をした後、議長席につき、議事を進行した。

#### 第1号議案 議事録署名人選任に関する件

議長は、議事録署名人2人の選任をしたい旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、議長に指名一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、議長は下記の者を議事録署名人の指名し、その賛否を問うたところ、（満場一致をもって）これを承認可決した。

〇〇〇〇

〇〇〇〇

#### 第2号議案 規約の承認に関する件

議長は、規約を朗読し、その承認を求めたところ、（全員異議なく）原案どおり可決した。

#### 第3号議案 役員の選任に関する件

議長は、会長1人、副会長〇人、〇〇〇役員〇人、監事〇人の選任をしたい旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、議長一任との発言があり、議長は選考委員制によることを提案し、一同これを承認したので、議長は下記の者を選考委員に指名し、役員の選考をお願いした。

〇〇〇〇

〇〇〇〇

休憩

再開

選考委員を代表して、〇〇〇〇から、下記のとおり選考結果について、報告があった。

会 長 〇〇〇〇

副会長 〇〇〇〇

〇〇役員 〇〇〇〇

監 事 〇〇〇〇

なお、被選任者は、いずれもその就任を承諾した。

第4号議案 令和 年度事業報告及び収支決算、保有資産に関する件

議長は、第4号議案について、〇〇〇〇会長に内容説明をさせ、その後会員に質疑等を求めたが質問もなく、原案どおり可決承認された。

第5号議案 令和 年度事業計画及び収支予算に関する件

議長は、第5号議案について、〇〇〇〇会長に内容説明をさせ、その後会員に質疑等を求めたが質問もなく、原案どおり承認された。

第6号議案 地縁団体認可申請及び代表者選出に関する件

議長は、第6号議案について、〇〇〇〇会長に内容説明をさせた後、長浜市長に対し、認可を申請すること及び△△△△を代表者にすることについて、その賛否を問うたところ、(満場一致)をもって承認可決した。

以上を持って、本総会の議案全部を終了したので、議長は、閉会の挨拶を述べ、午 時  
分散会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人2人がこれに、署名又は記名押印した。

令和 年 月 日

〇〇〇町自治会総会

議 長

署名人

署名人





⑥承諾書（参考例）

# 承 諾 書

私は、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づく「地縁による団体」の代表者になることを承諾します。

令和 年 月 日

住 所 長浜市 ○○ 町 ○○ 番 ○ 号  
番 地  
(自治会名 ○○○○ )  
氏 名 ○○ ○○

⑦認可地縁団体印鑑登録申請書（市様式第1号）

様式第1号（第4条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

長浜市長

あて

令和 年 月 日

登録しようとする  
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称		〇〇〇〇自治会	
認可地縁団体の 事務所の所在地		長浜市〇〇町〇〇番地〇	
(資格) 代表者等 氏名	(代表者)  〇〇〇〇 印	生年  月日	昭和〇〇年〇月〇日
住所		長浜市〇〇町〇〇番地	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者  本人 住所 長浜市〇〇町〇〇番地  
 代理人 氏名 〇〇〇〇 印

(注意事項)

- 1 この申請書は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には、本市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

⑧認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（市様式第3号）

様式第3号（第4条関係）

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

長浜市長

あて

令和 年 月 日

廃止しようとする  
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称		〇〇〇〇自治会	
認可地縁団体の 事務所の所在地		長浜市〇〇町〇〇番地〇	
(資格) 代表者等 氏名	( 代表者 )  〇〇〇〇 印	生年  月日	昭和〇〇年〇月〇日
住 所		長浜市〇〇町〇〇番地	

上記のとおり許可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者  本人 住所 長浜市〇〇町〇〇番地  
 代理人 氏名 〇〇〇〇 印

(注意事項)

- この申請書は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、本市において登録されている個人の印鑑証明書を添付してください。
- 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人または清算人のいずれかを記載してください。
- 氏名の次には、本市において登録されている個人の印鑑を押印してください。

⑨認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（市様式第4号）

様式第4号（第4条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

長浜市長

あて

令和 年 月 日

登録されている  
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称		〇〇〇〇自治会	
認可地縁団体の 事務所の所在地		長浜市〇〇町〇〇番地〇	
(資格) 代表者等 氏名	( 代表者 )  〇〇〇〇 印	生年  月日	昭和〇〇年〇月〇日

上記のとおり許可地縁団体印鑑登録証明書 1 枚の交付を申請します。

申請者  本人 住所 長浜市〇〇町〇〇番地  
 代理人 氏名 〇〇〇〇 印

(注意事項)

- この申請書は、本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 氏名の次には、本市において登録されている個人の印鑑を押印してください。

⑩認可地縁団体証明書交付請求書

(地方自治法施行規則第21条第2項に規定する)

証 明 書 交 付 請 求 書

令和 年 月 日

長 浜 市 長 様

あなたの住所	長浜市〇〇町〇〇番地						
氏 名	〇〇 〇〇						
必要な団体の名称	〇〇〇〇自治会						
事務所の所在地	長浜市〇〇町〇〇番地〇						
証明枚数	1 枚	手数料	300 円	受 付		作 成	

⑪規約変更認可申請書（地様式2）

（22条関係）

令和 年 月 日

長 浜 市 長 様

地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

名 称 ○○○○自治会

所在地 長浜市○○町○○番地○

代表者の住所及び氏名

住 所 長浜市○○町○○番地

氏 名 ○○ ○○

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

⑫告示事項変更届出書（地様式3）

令和 年 月 日

長 浜 市 長 様

地縁による団体の名称及び主たる  
事務所の所在地

名 称 ○○○○自治会

所在地 長浜市○○町○○番地○

代表者の住所及び氏名

住 所 長浜市○○町△△番地

氏 名 △△ △△

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

	変 更 前	変 更 後
代表者氏名	○○ ○○	△△ △△
代表者住所	長浜市○○町○○番地	長浜市○○町△△番地

2 変更の年月日

令和○○年○月○日

3 変更の理由

○○○○自治会の代表者変更のため

⑬認可申請書＜合併＞（地様式４）

令和 年 月 日

長 浜 市 長 様

認可地縁団体甲  
合併しようとする認可地縁団体の  
名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 ○○○○自治会  
所在地 長浜市○○町○○番地○  
代表者の氏名及び住所  
氏 名 ○○ ○○  
住 所 長浜市○○町○○番地

認可地縁団体乙  
合併しようとする認可地縁団体の  
名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 △△△△自治会  
所在地 長浜市△△町△番地△  
代表者の氏名及び住所  
氏 名 △△ △△  
住 所 長浜市△△町△△番地

認 可 申 請 書

地方自治法第２６０条の３９第３項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項
  - ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 □□□□自治会  
所在地 長浜市□□町□□番地□
  - ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所  
氏 名 □□ □□  
住 所 長浜市□□町□□番地
  - ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称  
名 称 ○○○○自治会・△△△△自治会

（別添書類）

- １ 合併後の認可地縁団体の規約
- ２ 地方自治法第２６０条の３９第３項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- ３ 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- ４ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- ５ 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- ６ 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

⑭合併に係る債権者保護手続終了届出書（地様式5）

令和 年 月 日

長 浜 市 長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の名称及び  
主たる事務所の所在地

名 称 ○○○○自治会

所在地 長浜市○○町○○番地○

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 長浜市○○町○○番地

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の名称及び  
主たる事務所の所在地

名 称 △△△△自治会

所在地 長浜市△△町△番地△

代表者の氏名及び住所

氏 名 △△ △△

住 所 長浜市△△町△△番地

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

⑮所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（地様式6）

令和 年 月 日

長浜市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇〇自治会

所在地 長浜市〇〇町〇〇番地〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 長浜市〇〇町〇〇番地

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇〇〇自治会館	〇〇㎡	所在：長浜市〇〇町〇〇番地〇 家屋番号：〇番

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	〇〇㎡	長浜市〇〇町〇〇番地〇

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

①〇〇〇〇自治会館

②宅地

住 所

長浜 太郎

長浜 太郎

長浜市〇〇町〇〇番地〇

長浜市〇〇町〇〇番地〇

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

⑩申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（地様式7）

令和 年 月 日

長浜市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏名  $\Delta\Delta \Delta\Delta$

住所  $〇〇$ 県 $\Delta\Delta$ 市 $\Delta\Delta$ 町 $\Delta$ 番地

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称  $〇〇〇〇$ 自治会

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
$〇〇〇〇$ 自治会館	$〇〇$ m <sup>2</sup>	所在： $長浜市〇〇$ 町 $〇〇$ 番地 $〇$ 家屋番号： $〇$ 番

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	$〇〇$ m <sup>2</sup>	$長浜市〇〇$ 町 $〇〇$ 番地 $〇$

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称  $①〇〇〇〇$ 自治会館  $②$ 宅地

住 所  $\Delta\Delta \Delta\Delta$   $\Delta\Delta \Delta\Delta$   
 $長浜市\Delta\Delta$ 町 $\Delta\Delta$ 番地  $長浜市\Delta\Delta$ 町 $\Delta\Delta$ 番地

(3) 公告期間  $令和〇$ 年 $〇$ 月 $〇$ 日から $令和〇$ 年 $\Delta$ 月 $\Delta$ 日まで

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）  $当該財産は私個人の財産であることから$

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他市長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

## ⑰認可地縁団体解散届出書

令和 年 月 日

長 浜 市 長 様

地縁による団体の名称及び主たる  
事務所の所在地

名 称 ○○○○自治会

所在地 長浜市○○町○○番地○

代表者の住所及び氏名

住 所 長浜市○○町△△番地

氏 名 △△ △△

### 認 可 地 縁 団 体 解 散 届 出 書

地方自治法第260条の20の規定により、平成○年○月○日（長浜市告示第○○号）  
付で認可を受けた当認可地縁団体は、下記のとおり解散したもので、解散したことを証する  
別添書類を添えて届け出ます。

#### 記

- 1 地縁による団体の名称  
○○○○自治会
- 2 区域  
長浜市△△町×番□号から××番□□号までの区域
- 3 主たる事務所  
長浜市○○町○○番地○
- 4 清算人の氏名及び住所  
△△ △△ 長浜市○○町△△番地
- 5 解散事由（地方自治法第260条の20の各号のいずれか）  
総会の決議
- 6 解散年月日  
令和○年○月○日

## ⑱認可地縁団体設立後の市税に関する手続きについて

### 認可地縁団体設立後の市税に関する手続き

認可地縁団体法人を設立された場合、市税に関して下記の手続きをご確認ください。

#### 法人市民税関係

##### 1.法人設立の届け

法人を設立された場合は、法人設立の届けをしてください。届出書の様式は市ホームページまたは税務課窓口にあります。

〈提出書類〉 法人の設立・設置届（添付書類：自治会規約（写）、認可書（写））

※法人設立の届けは、県税事務所が必要です。収益事業がある場合は、税務署（Tel.0749-62-6144）にも届けが必要です。手続きに関しては各機関にご確認ください。



##### 2.法人市民税の申告

収益事業がある場合は、法人市民税の確定申告をしてください。申告書は市ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

なお、市の他に税務署（Tel.0749-62-6144）と県税事務所（Tel.077-522-9804）への申告が必要です。手続き方法については、それぞれの各機関にご確認ください。

※収益事業に該当するか判断が難しいものについては、税務署にご確認ください。



##### 3.法人市民税の課税免除

収益事業がない場合は、法人設立届の備考欄に「収益事業なし」とご記入ください。初年度以降、手続き不要で均等割（5万円）が課税免除されます。ただし、収益事業を開始された場合は、課税となるため変更届出等の手続きが必要です。

【問い合わせ先】 税務課 市民税第一係 TEL： 0749-65-6524

#### 軽自動車税関係

##### 1.軽自動車の名義変更

設立に伴い、団体で使用している軽自動車のうち個人名義で登録している車両について、名義を個人から団体に変更する手続きをしてください。

〈受付窓口〉 長浜市ナンバーの車両 : 税務課、北部振興局および各支所

滋賀ナンバーの三・四輪車 : 軽自動車検査協会滋賀事務所（Tel.050-3816-1843）

滋賀ナンバーの二輪車 : 滋賀運輸支局（Tel.050-5540-2064）

##### 2.軽自動車税公益減免

公益の用に専ら供する車両は、申請により減免される場合があります。減免申請は、毎年度申請いただく必要があります。

〈減免申請の期間〉 納税通知書が届いてから納期限（5月末）まで

※減免申請に必要な書類は市ホームページをご確認ください。



【問い合わせ先】 税務課 市民税第二係 TEL： 0749-65-6508

#### 固定資産税関係

##### 1.公共公益減免

1月1日時点で所有している土地・家屋等には固定資産税（都市計画税）が課税されますが、無償で公共公益の用途に使用している固定資産は、申請により減免される場合があります。

■減免対象となる資産の例 : 自治会館やその敷地  
自治会用倉庫やその敷地  
公園

減免の申請期間は、原則第1期の納期限（5月末）までです。申請にあたっては、前もって税務課資産税土地係・資産税家屋係までお問合せください。

市ホームページ



【問い合わせ先】 税務課 資産税土地係・資産税家屋係 TEL： 0749-65-6523

## ⑱認可地縁団体一覧

地区	No.	認可年月日	認可地縁団体名	地区	No.	認可年月日	認可地縁団体名
長浜	1	平成5年11月1日	加納新町自治会	長浜	53	平成15年11月27日	本庄新町自治会
長浜	2	平成6年2月21日	北日吉自治会	長浜	54	平成15年12月9日	大辰巳町自治会
長浜	3	平成6年11月24日	勝北町自治会	長浜	55	平成16年6月3日	十里南新町自治会
長浜	4	平成7年6月23日	川崎町自治会	長浜	56	平成17年2月7日	北新南町自治会
長浜	5	平成7年8月23日	寺田町自治会	長浜	57	平成17年2月7日	加納町自治会
長浜	6	平成7年11月15日	神前栄町自治会	長浜	58	平成17年2月15日	公園町自治会
長浜	7	平成8年2月27日	栄船町自治会	長浜	59	平成17年9月15日	本庄町自治会
長浜	8	平成9年4月1日	大東町自治会	長浜	60	平成17年12月28日	中山町自治会
長浜	9	平成9年6月2日	高橋町自治会	長浜	61	平成18年1月4日	保多町自治会
長浜	10	平成9年6月2日	今川町自治会	長浜	62	平成18年2月10日	南船町自治会
長浜	11	平成9年6月27日	加田東町自治会	長浜	63	平成18年3月13日	平方町自治会
長浜	12	平成9年7月23日	分木町自治会	長浜	64	平成18年4月1日	北船東町自治会
長浜	13	平成9年12月3日	四ツ塚町自治会	長浜	65	平成19年2月1日	祇園元町自治会
長浜	14	平成10年3月18日	小堀新町自治会	長浜	66	平成19年2月20日	船山町自治会
長浜	15	平成10年5月1日	八幡中山南町自治会	長浜	67	平成19年3月8日	小沢町自治会
長浜	16	平成10年10月1日	南川町自治会	長浜	68	平成21年3月6日	神前西自治会
長浜	17	平成10年12月1日	柳町自治会	長浜	69	平成22年9月8日	加田南町自治会
長浜	18	平成11年1月1日	室町自治会	長浜	70	平成22年11月4日	八幡東町自治会
長浜	19	平成11年2月1日	春近町自治会	長浜	71	平成23年2月14日	小一条町自治会
長浜	20	平成11年2月1日	弥高町自治会	長浜	72	平成23年4月1日	堀部町自治会
長浜	21	平成11年4月1日	下之郷西町自治会	長浜	73	平成23年11月8日	下之郷東町自治会
長浜	22	平成11年5月27日	八幡中山町自治会	長浜	74	平成25年3月27日	緑ヶ浜町自治会
長浜	23	平成11年8月12日	新栄町自治会	長浜	75	平成25年7月12日	東上坂町自治会
長浜	24	平成11年11月2日	伊部町自治会	長浜	76	平成25年7月25日	石田町自治会
長浜	25	平成11年12月27日	東三ツ矢北町自治会	長浜	77	平成26年9月9日	西本町自治会
長浜	26	平成11年12月27日	東三ツ矢中町自治会	長浜	78	平成26年11月4日	上祇園町自治会
長浜	27	平成11年12月27日	東三ツ矢南町自治会	長浜	79	平成26年12月10日	西上坂町自治会
長浜	28	平成12年1月11日	祝町自治会	長浜	80	平成26年12月25日	相撲西町自治会
長浜	29	平成12年1月18日	上田町自治会	長浜	81	平成28年1月1日	小足新町自治会
長浜	30	平成12年5月15日	高田西町自治会	長浜	82	平成28年12月9日	口分田町自治会
長浜	31	平成12年5月22日	南新町自治会	長浜	83	平成29年1月22日	相撲町自治会
長浜	32	平成12年8月14日	中日吉町自治会	長浜	84	平成29年6月30日	宮町自治会
長浜	33	平成12年11月14日	美浜町自治会	長浜	85	平成30年1月12日	東高田町自治会
長浜	34	平成12年11月22日	八幡中山栄町自治会	長浜	86	平成31年2月26日	知善町北地組
長浜	35	平成12年11月22日	宮司西町自治会	長浜	87	令和2年3月30日	鳥羽上南町自治会
長浜	36	平成12年12月20日	南三越町自治会	長浜	88	令和3年2月16日	泉町自治会
長浜	37	平成12年12月20日	北三越町自治会	長浜	89	令和3年8月13日	森町自治会
長浜	38	平成13年2月14日	下田町自治会	長浜	90	令和4年8月30日	山階町自治会
長浜	39	平成13年2月19日	中田町自治会	長浜	91	令和5年11月1日	平方南町自治会
長浜	40	平成13年3月13日	八条町自治会	浅井	201	平成13年9月18日	西村町自治会
長浜	41	平成13年3月15日	新庄馬場町自治会	浅井	202	平成17年7月1日	郷野町自治会
長浜	42	平成13年5月14日	下坂中町自治会	浅井	203	平成19年8月8日	太田町自治会
長浜	43	平成13年12月12日	米川町自治会	浅井	204	平成19年12月25日	野村町自治会
長浜	44	平成14年3月12日	南日吉自治会	浅井	205	平成22年10月19日	上野町自治会
長浜	45	平成14年3月13日	日ノ出町自治会	浅井	206	平成24年11月16日	今莊町自治会
長浜	46	平成14年8月13日	新庄中町自治会	浅井	207	平成25年6月14日	八島町自治会
長浜	47	平成14年9月26日	今町自治会	浅井	208	平成26年9月8日	相撲庭町自治会
長浜	48	平成14年11月29日	勝町自治会	浅井	209	平成26年12月1日	田川町自治会
長浜	49	平成15年2月3日	北新東町自治会	浅井	210	平成28年7月1日	北ノ郷町自治会
長浜	50	平成15年2月4日	加田栄町自治会	浅井	211	平成29年10月31日	木尾町自治会
長浜	51	平成15年3月3日	垣籠町自治会	浅井	212	平成30年10月19日	大路町自治会
長浜	52	平成15年9月4日	榎木町自治会	浅井	213	平成30年10月19日	鍛冶屋町自治会

地区	No.	認可年月日	認可地縁団体名	地区	No.	認可年月日	認可地縁団体名
浅井	214	令和2年1月17日	西主計町自治会	湖北	520	平成21年12月7日	今西自治会
浅井	215	令和2年6月26日	野田町自治会	湖北	521	平成21年12月18日	別所自治会
浅井	216	令和3年1月19日	大門町自治会	湖北	522	平成21年12月18日	延勝寺自治会
浅井	217	令和3年10月21日	山ノ前町自治会	湖北	523	平成21年12月18日	石川自治会
浅井	218	令和5年7月31日	醍醐町自治会	湖北	524	平成21年12月18日	尾上自治会
浅井	219	令和6年12月4日	当目町自治会	湖北	525	平成21年12月21日	南速水自治会
びわ	301	平成4年10月22日	早崎町自治会	湖北	526	平成21年12月24日	小今自治会
びわ	302	平成14年11月8日	下八木自治会	湖北	527	平成22年3月30日	小倉自治会
びわ	303	平成17年10月20日	川道町自治会	湖北	528	平成23年3月28日	大光寺自治会
びわ	304	平成17年11月24日	難波自治会	湖北	529	平成26年6月16日	賀自治会
びわ	305	平成17年12月5日	大浜町自治会	高月	601	平成6年7月10日	高月自治会
びわ	306	平成18年1月26日	御館自治会	高月	602	平成12年12月1日	雨森自治会
びわ	307	平成19年12月25日	富田町自治会	高月	603	平成13年6月4日	高月西野自治会
びわ	308	平成20年3月26日	香花寺町自治会	高月	604	平成14年11月25日	東物部自治会
びわ	309	平成20年8月6日	弓削町自治会	高月	605	平成15年1月6日	新井口自治会
びわ	310	平成25年12月13日	錦織町自治会	高月	606	平成16年1月9日	柳野中自治会
びわ	311	平成26年2月5日	十九町自治会	高月	607	平成16年1月9日	熊野自治会
びわ	312	平成27年3月16日	中浜自治会	高月	608	平成16年1月9日	高野自治会
びわ	313	平成28年2月1日	落合町自治会	高月	609	平成16年1月14日	西柳野自治会
びわ	314	平成29年9月14日	安養寺町自治会	高月	610	平成16年4月1日	保延寺自治会
びわ	315	令和2年7月10日	下益田自治会	高月	611	平成16年5月13日	東阿閉自治会
びわ	316	令和7年4月10日	八木浜町自治会	高月	612	平成16年6月3日	馬上自治会
びわ	317	令和7年4月10日	南浜町自治会	高月	613	平成16年11月19日	西阿閉自治会
虎姫	401	平成5年1月14日	宮部自治会	高月	614	平成16年12月15日	片山自治会
虎姫	402	平成6年10月17日	中野自治会	高月	615	平成17年1月5日	宇根自治会
虎姫	403	平成8年3月13日	虎姫本町自治会	高月	616	平成18年1月16日	柏原自治会
虎姫	404	平成11年9月16日	大寺自治会	高月	617	平成18年3月29日	洞戸自治会
虎姫	405	平成13年12月7日	唐国自治会	高月	618	平成18年9月5日	森本自治会
虎姫	406	平成17年1月17日	三川自治会	高月	619	平成19年8月1日	東柳野自治会
虎姫	407	平成17年4月27日	田町自治会	高月	620	平成19年9月1日	井口自治会
虎姫	408	平成20年5月15日	酢自治会	高月	621	平成20年7月3日	渡岸寺自治会
虎姫	409	平成21年6月24日	月ヶ瀬自治会	高月	622	平成21年2月9日	磯野自治会
虎姫	410	平成21年12月2日	大井自治会	高月	623	平成21年6月22日	落川自治会
湖北	501	平成8年2月1日	馬渡自治会	高月	624	平成21年11月2日	持寺自治会
湖北	502	平成11年2月1日	小谷丁野町自治会	高月	625	平成21年11月4日	唐川自治会
湖北	503	平成11年5月6日	海老江自治会	高月	626	平成21年12月22日	高月尾山自治会
湖北	504	平成12年8月9日	田中自治会	高月	627	平成22年7月22日	横山自治会
湖北	505	平成14年8月5日	五坪自治会	高月	628	令和2年5月29日	布施自治会
湖北	506	平成15年5月16日	小谷郡上自治会	木之本	701	平成16年9月9日	赤尾自治会
湖北	507	平成16年8月19日	山本自治会	木之本	702	平成18年1月28日	杉野中自治会
湖北	508	平成18年9月15日	下山田自治会	木之本	703	平成20年1月7日	杉野向自治会
湖北	509	平成19年6月15日	小谷美濃山自治会	木之本	704	平成21年1月15日	千田自治会
湖北	510	平成20年6月5日	津里自治会	木之本	705	平成21年12月16日	石道自治会
湖北	511	平成21年6月15日	東尾上自治会	木之本	706	平成21年12月16日	東横町自治会
湖北	512	平成21年8月7日	小谷伊部自治会	木之本	707	平成21年12月25日	木之本自治会
湖北	513	平成21年8月25日	速水自治会	木之本	708	平成21年12月25日	大音自治会
湖北	514	平成21年9月1日	八日市自治会	木之本	709	平成21年12月25日	北布施自治会
湖北	515	平成21年10月5日	河毛自治会	木之本	710	平成21年12月28日	杉野上自治会
湖北	516	平成21年10月5日	大安寺自治会	木之本	711	平成23年4月20日	黒田自治会
湖北	517	平成21年10月16日	湖北高田自治会	木之本	712	平成26年3月25日	西山自治会
湖北	518	平成21年11月16日	小谷上山田自治会	木之本	713	平成27年5月14日	木之本小山自治会
湖北	519	平成21年11月20日	留目自治会	木之本	714	平成29年11月15日	音羽自治会

地区	No.	認可年月日	認可地縁団体名
木之本	715	平成29年11月15日	川合自治会
木之本	716	令和1年8月22日	杉本自治会
木之本	717	令和1年9月3日	古橋自治会
木之本	718	令和6年2月13日	杉野自治会
木之本	719	令和6年3月18日	田部自治会
余呉	801	平成17年3月3日	下余呉三号組
余呉	802	平成21年7月3日	椿坂自治会
余呉	803	平成21年8月25日	中之郷自治会地縁
余呉	804	平成21年8月27日	下余呉自治会
余呉	805	平成21年8月27日	小谷自治会
余呉	806	平成21年9月2日	中河内自治会
余呉	807	平成21年9月4日	文室自治会
余呉	808	平成21年9月4日	池原自治会
余呉	809	平成21年9月8日	八戸地縁自治会
余呉	810	平成21年9月24日	川並自治会
余呉	811	平成21年9月24日	国安自治会
余呉	812	平成21年10月22日	上丹生自治会
余呉	813	平成21年10月22日	菅並自治会
余呉	814	平成21年11月4日	新堂自治会
余呉	815	平成21年11月9日	坂口自治会
余呉	816	平成21年11月9日	下丹生自治会
余呉	817	平成21年11月11日	摺墨自治会
余呉	818	平成21年11月24日	柳ヶ瀬自治会
余呉	819	令和2年4月8日	余呉東野自治会
西浅井	901	平成6年11月15日	黒山自治会
西浅井	902	平成6年12月26日	沓掛自治会
西浅井	903	平成8年8月16日	塩津浜自治会
西浅井	904	平成9年7月4日	菅浦自治会
西浅井	905	平成9年8月20日	中自治会
西浅井	906	平成9年12月4日	集福寺自治会
西浅井	907	平成10年6月22日	山門自治会
西浅井	908	平成10年9月1日	庄自治会
西浅井	909	平成13年7月27日	西浅井小山自治会
西浅井	910	平成14年5月2日	八田部自治会
西浅井	911	平成15年2月1日	横波自治会
西浅井	912	平成16年6月30日	大浦自治会
西浅井	913	平成17年2月21日	祝山自治会
西浅井	914	平成17年4月20日	塩津中自治会
西浅井	915	平成18年2月6日	野坂自治会
西浅井	916	平成21年7月21日	余自治会
西浅井	917	平成21年7月21日	岩熊自治会
西浅井	918	平成21年7月21日	月出自治会
西浅井	919	平成21年7月21日	山田自治会

認可地縁団体数（R7.4月末現在）：251団体

《 発行 》

長浜市市民協働部市民活躍課

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

Tel (0749)65 - 8711 Fax (0749)65 - 6571

E-mail: [katsuyaku@city.nagahama.lg.jp](mailto:katsuyaku@city.nagahama.lg.jp)